

22 番	臼井 淳 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>1、学校審議会答申の付帯意見の意味と対応はどうするのか。</p> <p>【質問趣旨】 今年6月12日、瀬戸市国際未来教育特区学校審議会は、瀬戸 SOLAN 小学校の設置許可について、厳正に審議した結果、問題ないものとして、瀬戸市に答申しているが、重要な「決定・決議・了承」する行為が示されておらず、どのように手続きが行われたのか疑問が残っているため問うものである。</p>	<p>(1) 審議会でどのような議論がされたのか。</p>	<p>① 第3回「瀬戸市未来国際教育特区学校審議会」(以下「本件審議会」)の委員から申請者に、「申請者からの積極的な情報公開があると良いと考え、オープンにして頂きたい。」また、同会長は「市民の方からの要望意見もあり、事務局と相談して申し入れしたいと思う。」と発言されていたが、情報公開についてどのように対処されているのか伺う。</p> <p>② 上記の本件審議会では、一部非公開で行った議論については、特段秘密会(非公開)にしなければならない内容とは思われない。どの部分が非公開に該当しているのか伺う。</p> <p>③ 本件審議会での答申案の手続きについて、議事録では、会長一任や付帯意見を付する場合の「決定・決議・了承」を示す記録がない。答申案の決定手続きが正当に決定されておらず問題ではないのか伺う。</p> <p>④ 6月12日に、本件審議会としての答申案を受けて、市当局は同月19日に設置許可を(株)教育システムに通知しているが、どのような検討を行い許可する決定したのか伺う。</p> <p>⑤ 本件審議会の答申には、設置許可に問題はないとしているが、しかし、4項目の付帯意見の内容については、市当局ではどのように評価しているのか伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22 番	臼井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	(2) 学校審議会からの付帯意見は開校後の課題を示している。	<p>① 現在、瀬戸 SOLAN 小学校の開校に向け、地元説明会や学校説明会等が実施されているが、今後、校舎等の改修工事が行われていくことを含め、開校までに住民への説明・周知はどのように行っていくのか伺う。</p> <p>② 6月12日、本件審議会で示された4点の付帯意見については、学校運営及び教育に係る重要な課題と考えるが、市当局又は審議会では、開校まで又は開校後に評価検証して、どのように改善策を求めていくのか伺う。</p> <p>③ 委員から出された付帯意見の「学校経営の経験者によるサポート体制を確立されたい。」について、学校設置審査基準第2条のどういった所の課題を示しているのか伺う。</p> <p>④ 上記同様の第3条に係る委員の意見が出されている課題（近隣市町村教育委員会との協力・瀬戸市教育委員会との共同した成果発表・研修会の開催など具体的な教育効果の発現やPDCAサイクルに基づいて計画改善される必要があり、校務分掌・年間計画・評価委員会の設置・安全計画・道徳計画など様々な計画を作成立案していく必要がある）についてどのように対処整理させていくのか伺う。</p> <p>⑤ 付帯意見(3)のところ、健全な財務体質を維持するために想定入学定員数の確保に努めることを指摘しているが、審議会の設置審査基準の第5条・第6条（運用財産、負債）に対する委員から意見が出されていたが、どんな所を指摘したのか伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22 番	臼井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
		<p>⑥ 令和元年9月12日、本山中学校跡地活用事業者選定委員会の委員から、㊶、通学バス・自家用車による送迎 ㊷、災害避難場所としての機能 ㊸、入学者確保が重要 ㊹、計画書に沿った事業実施等の4項目の付帯意見が出されている。選定委員会から出された意見に対して、事業者はどう対処させるのか。また、選定委員会の付帯意見は本件審議会にどのように伝えたのか伺う。</p> <p>⑦ 選定委員会の4項目付帯意見は、学校審議会の付帯意見と同様に、学校運営・教育に係る重要なところを指摘している。それぞれの付帯意見は、来年開校する学校運営・教育に対する不安定要素として判断ができるが、市当局はどのように取り扱い、運営事業者はどう対処させるのか伺う。</p> <p>⑧ 上記質問の②と⑥は、付帯意見の内、それぞれの委員会から共通する学校運営の継続性の観点から、入学者確保の重要性を挙げられており、本市として把握する必要性が高いと考えるがどのような認識で、現在どのような状況を把握しているのか伺う。</p> <p>⑨ 来年度開校する瀬戸 SOLAN 小学校の運営について、全国自治体の中には、年2回程度運営評価を行っているところもある。本市も毎年度学校運営・教育の評価を行わなければならないが、審議会委員の選任や会議の実施等どのように実施するのか伺う。</p> <p>⑩ 構造改革特別区域法において、認定地方公共団体は、毎年度の学校評価とその結果の公表を行うことが義務付けられているが、本市の体制及びどのように実施するのか伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22 番	臼井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>2、せと赤津工業団地造成事業の住民訴訟がなぜ起きたのか。</p> <p>【質問趣旨】</p> <p>8月20日、名古屋地方裁判所は、土地造成事業の負担金住民訴訟の判決結果を受けて質問する。</p> <p>平成20年11月11日、「せと赤津工業団地造成事業」について、用地取得の難航等とりーマンショックによる経済の落ち込みにより、瀬戸市は同事業の凍結を決定した。当該事業に要した経費の精算措置をすべきところを、凍結後6年間以上も放置してきたことが問題となった。そのことについて議会でも取り上げたが当時、明確な説明をしておらず瀬戸市に問うものである。</p>	<p>(1) 当該用地を工業団地造成地にした経緯と凍結後について</p>	<p>① 平成19年3月26日、瀬戸市は企業誘致の種地として、土地開発公社に対して、工業用地造成事業の依頼とする「せと赤津工業団地造成事業」(以下「本件造成事業」)を進めていたが、当該用地(この場所に)の選定と決定した経緯を伺う。</p> <p>② 本件造成事業が凍結に至った原因については、土地所有者との売買交渉が進まなかったことの報告がされている。用地交渉が難航にした最大の原因は、19名の土地所有者の代表として土地管理を任されていた不動産業者が最終交渉人であったとしているが、どういう状況(交渉の条件提示)であったのか伺う。</p> <p>③ 本件造成事業は、当初、土地所有者との売買単価を約3万円/坪(9,100円/m²)というふうに説明していたが、途中7,600円/m²に単価変更をしている。事業の採算性を考えれば、売買単価をどのように算定(単価)していたのか伺う。</p> <p>④ 当時、3社の企業から進出希望があると予定していたが、凍結後、それらの企業はどのように対応し、その他企業から進出希望のオーダーは何件かあったのか伺う。</p> <p>⑤ 本件造成事業の凍結に至った最大の原因は、事業用地の確保の見込みの甘さが露呈したとしているが、当初計画の見込みのどこをどのように考えていたのか。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22 番	臼井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	(2) 裁判の経緯及び訴訟で何を争っていたのか。	<p>⑥ 本件造成事業は、工業団地に最も適する場所であり、企業ニーズの高い地域としている。凍結後の瀬戸市は、条件を整えば十分事業再開の可能性はあると説明しているが、今後、当該造成事業の再開の可能性（見込み）はあるのか伺う。</p> <p>⑦ 平成 26 年度に瀬戸市は、本件造成事業で実施された測量調査や地質調査業務等、約 1 億円を超える公金を支出して、成果物を受領し保管している訳だが、帳簿上どのように資産（財産）管理しているのか伺う。</p> <p>⑧ 瀬戸市は、公社から買取った成果物については、当初実施した測量調査、文化財調査報告書、地質調査結果等の資料は、本件事業が再開した場合、本件公社に買い戻すことにしているようだが、どんな手続きを行い実施することになるのか伺う。</p> <p>① 平成 28 年 3 月 15 日、本件造成事業について、住民監査請求及び同年 4 月 26 日に、名古屋地方裁判所において提訴されている。住民監査請求や住民訴訟による損害賠償請求が起こされているが、当該造成事業のどこに原因があったと認識されているのか伺う。</p> <p>② 提訴から約 4 年間、瀬戸市が訴訟中に支出した費用について、裁判の着手金や弁護士等への経費等どのくらい訴訟費用の支出と負担をしているのか伺う。</p> <p>③ 本件造成事業における瀬戸市と瀬戸市土地開発公社との関係性（法律を含む）について、市当局の見解を伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22 番	臼井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
		<p>④ 本件造成事業の凍結後、平成 24 年 3 月に企業誘致プロジェクトチームを廃止解散から平成 27 年 3 月 23 日、本件事業費相当額の約 1 億 7840 万円を「負担金」として予算に計上し、議会の承認を得るまでの経緯について伺う。</p> <p>⑤ 本件造成事業のような土地を先行取得する事業について、本市には本件公社が支出した費用の支払いは、委任者の費用償還義務の履行として、法的義務に基づく（民法 650 条 1 項）弁済することになるが、市当局の見解を伺う。</p> <p>⑥ 本件造成事業に関わる企業誘致 P T の役割を考えれば、廃止後速やかに、事業費の清算措置をなぜしなかったのかについて、事業費を清算してしまうと凍結ではなく、中断といった判断がされることにより士気が下がることを挙げており、市では政策的な判断だとしている。しかし、市議会に対しても合理的な理由が示されておらず見解を伺う。</p> <p>⑦ 令和 2 年 8 月 20 日の判決では、事業費の費用を最小限に抑え、清算措置を執らなかった前市長の判断は、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものであり自治法第 2 条 14 項及び地方財政法第 4 条 1 項に違反するものと判断したことについて、どのような見解か伺う。</p> <p>⑧ 本件裁判の判決について、市の一部敗訴の結果、被告である市長は今後どう対応（控訴含む）するつもりか伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。